なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十一の表法第八十五条第五項の項	第九十三条の九第一項及び第二項	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項
	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	標準報酬（第九十三条の十第一項に規定する標準報酬をいう。）
	第九十三条の五第一項	改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十六	特定組合員（	特定組合員（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の
	前条第一項	第七十八条の六第一項
	同条第二項	第七十八条の十四第二項
	標準報酬改定請求	標準報酬の改定又は決定の請求
	同条第三項」とあるのは「同条第四項」と、「期間（以下「離婚時みなし組合員期間」という	離婚時みなし組合員期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間（旧国共済施行日前期間に係るものに限る。）をいう。以下同じ
	「期間」	「改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間（旧国共済施行日前期間に係るものに限る。）」
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十七の表法第二条第一項第三号の項	第九十三条の十三第四項の規定により組合員の期間であったものとみなされた期間	改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間（旧国共済施行日前期間を除く。）
	第七十四条の五、第九十一条第三項	第七十四条の五
	、第百十一条第三項第一号並びに	並びに
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十七の表法第八十五条第五項の項	第九十三条の十三第二項	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項
	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	標準報酬（第九十三条の十第一項に規定する標準報酬をいう。）
	同条第一項	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の十第三項	法第七十九条第一項若しくは附則第十二条の七の四第一項	附則第十二条の七の四第一項若しくは適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項（平成二十七年経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	法第八十七条第一項若しくは第四項	適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第二項

	法第九十一条第一項から第三項まで若しくは第九十二条第一項	適用する改正後厚生年金保険法第六十五条の二、第六十六条、第六十七条第一項若しくは第六十八条第一項
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の十第四項	、法第七十九条第一項若しくは附則第十二条の七の四第一項	若しくは附則第十二条の七の四第一項、適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項（平成二十七年経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	法第八十七条第一項若しくは第四項	適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第二項
	法第九十一条第一項から第三項まで若しくは第九十二条第一項	適用する改正後厚生年金保険法第六十五条の二、第六十六条、第六十七条第一項若しくは第六十八条第一項
なお効力を有する改正前国共済令附則第六条の四第一項	法第七十七条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の七の表以外の部分	法第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬
なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の七の表第七条第一項の項	新法	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第十五条第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた新法
なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八	三号分割標準報酬改定請求	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する請求（以下「三号分割標準報酬改定請求」という。）
なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第一号	法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬
	組合員期間	旧国共済施行日前期間
なお効力を有する改正前国共済令附則第二十七条の八第二号	組合員期間	旧国共済施行日前期間